

公益財団法人東京都公園協会は、表記業務を表記金額で委託するため公益財団法人東京都公園協会を委託者とし、\_\_\_\_\_を受託者として、次の条項により契約を締結する。

第1条 受託者は、本委託業務を表記期間内に別紙仕様書により、委託者の発行する発注書により委託者の指示する日時(以下「指定期日」という。)までに完了しなければならない。

第2条 受託者は、指定期日に委託業務を完了することができない理由の発生したときは、その都度遅滞なくその理由及び影響日数等を明記して届けなければならない。

第3条 受託者は、天災事変その他やむを得ない理由により、指定期日に委託業務を完了することができないときは、その理由を明記して期日延期の願い出をすることができる。この場合において、委託者は、その願い出を相当と認めたときは、これを承認することができる。

2 前項の願い出は、指定期日までにしなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

第4条 受託者は、この契約について業務委託の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ、書面による委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

第5条 受託者は、指定期日に委託者の指定する係員(以下「協会係員」という。)の指揮監督のもとに別紙仕様書、図面及び内訳書に定められたところにより、委託業務を施行するものとする。

2 委託者は、主任技術者、使用人又は就労者のうち委託業務の施行又は管理につき著しく不適当と認められる者がいるときは、受託者に対してその交替を求めることができる。

3 受託者は、この委託業務について仕様書、図面及び内訳書又は契約事項に明示されていない事項でも、委託業務の性質上当然必要なものは、協会係員の指示に従い、受託者の負担で施行するものとする。

第6条 受託者は、受託業務を完了したときは、速やかに届け出て委託者の定める検査を受けるものとする。

第7条 検査に合格しないときは、委託者は、1回に限り期限を指定して手直しを認めることがある。受託者は、この手直しが終了したときは、委託者に届け出てその検査を受けなければならない。

2 前項の場合は、手直しの検査に合格したときをもって当該委託業務を完了したものとする。

第8条 受託者は、委託者の指定する日時において検査に立ち会うものとする。

2 受託者は、前項の立会いをしないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

第9条 受託者が、手直しに応じないときその他この契約から生ずる義務を履行しないときは、委託者は、受託者の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、これがため受託者に損害を生ぜしめることがあっても、委託者は賠償の責任を負わないものとする。

第10条 受託者は、第6条又は第7条の完了検査に合格したときは、検査月末以降において検査に合格した既済部分に相応する契約金額相当額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに受託者に支払わなければならない。

3 委託者は、正当な理由なく前項の期間内に代金を支払わないときは、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年6月1日法律第120号)に定めるところにより、受注者に対し支払金額に公正取引委員会規則が定めた率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間につい

ても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した金額(100円未満の場合を除く。)を遅延利息として支払うものとする。

第11条 受託者は、指定期日に委託業務を完了しないときは、遅延日数につき、当該期日の業務に相応する契約金額に年5パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算して得た額(100円未満の場合を除く。)を遅延違約金として委託者に納付するものとする。ただし、委託者が個々に分割して履行しても支障がないと認めるときは、各部分について計算することがある。

2 第7条の規定による手直しが指定した日時以後にわたるときは、受託者は、前項の規定によって遅延違約金を納付するものとする。

3 前2項の遅延違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。

第12条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議のうえこの契約の内容を変更し、又は履行の中止をすることができる。

第13条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議のうえこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、委託者は、当該履行部分に対する契約代金相当額を支払うものとする。その他の材料、工具等は、受託者は遅滞なく引き取らなければならない。

第14条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 受託者が指定期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと委託者が認めるとき。

(2) 受託者又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 受託者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、委託者の監督又は検査の実施に当たり係員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 受託者について破産の申立てがあったとき。

(5) 前各号のほか、受託者が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(6) 受託者が銀行取引を停止されたとき。

(7) 前条第2項に定める場合のほか、受託者から契約解除の願い出があったとき。

(8) 受託者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年財経庶第922号)第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者(ただし、排除措置期間中に限る。)(以下「暴力団関係者等」という。)であることが判明したとき。

(9) 受託者が自ら又は第三者を利用して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、又は風説の流布、偽計若しくは威力を用いて委託者の信用を毀損し、若しくは委託者の業務を妨害する行為を行ったとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、受託者は、委託者に発注限度額から履行部分を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付するものとする。ただし、正当な理由による受託者からの願い出に基づき契約が解除されたときは、この限りでない。

3 第1項第8号又は第9号によりこの契約を解除したときは、受託者に対して、これにより被った損害の賠償を請求できるものとする。

4 この条の契約解除は、第11条の規定による遅延違約金の徴収を妨げないものとする。

第15条 契約締結後において、天災事変等その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変に

より、契約金額が著しく不相当であると認められるに至ったときは、その実情に応じ、委託者又は受託者は、相手方と協議のうえ、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更することができる。

第16条 受託者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者の承認を得た場合には、この限りでない。

第17条 受託者は、暴力団関係者等にこの業務の全部又は一部を委託してはならない。

2 受託者は、再委託した者が暴力団関係者等に該当することが判明した場合には、直ちに再委託した者との契約を解除し、又は契約解除のための措置をとらなければならない。

3 前項の規程に違反した場合、委託者は受託者に対し、当該契約の解除その他必要な措置を求めることができる。

4 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

5 委託者は、第3項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、委託者の契約から排除する措置を講ずることができる。

第18条 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく委託者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告にあたっては、書面を提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく書面を委託者及び管轄警察署に提出しなければならない。

3 受託者は、再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。

4 委託者は、受託者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく委託者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、委託者の契約から排除する措置を講ずることができる。

第19条 この委託契約の履行に関して発生した損害については、受託者が負担するものとする。ただし、その損害のうち委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

第20条 受託者は、委託者の発注する別紙単価価格表の種類別数量が発注限度額に達しない場合であっても異議なく履行しなければならない。

第21条 委託者は、この契約において受託者から取得する金銭があるときは、受託者に支払うべき代金又は返還すべき契約保証金と相殺する。

第22条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、委託者と受託者間で協議のうえ定めるものとする。

委託者と受託者とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえその1通を保有する。